

## 自営業者等の収入の取扱いについて

### ○ 自営業者（個人事業主・フリーランス等）

収入総額からその事業を営むための直接的必要経費を差し引いた残りの額が、生計を維持するために投入し得る収入額となります。

### 〔収入額から差し引く経費について〕

所得税法上で認められている必要経費とは異なり、扶養認定にあたっての必要経費は、それなしに事業が成り立たない経費（直接的必要経費）となります。

<b>直接的必要経費</b> (収入額から差し引けるもの)	その費用なしでは事業が成り立たない経費 〔例〕 売上原価（原材料費） 等
<b>間 接 的 経 費</b> (収入額から差し引けないもの)	その費用が事業収入に直結しているとは認めがたい経費 〔例〕 租税公課、減価償却費、福利厚生費、接待交際費 等

### ※ 「被扶養者(異動)届」又は検認時の提出書類について

- 自営業者等を被扶養者として認定するにあたり、事業内容により直接的必要経費か間接的経費かを当組合で判断することになりますので、申請の際には確定申告書（収支内訳書等一式）の写しを提出していただくことになります。
- 不動産収入や配当収入等により確定申告をされている方についても、自営業者の方と同様に、確定申告書（収支内訳書等一式）の写しを提出していただくことになります。